

議案第 3 4 号

平成 1 9 年度川崎市卸売市場事業特別会計予算

平成 1 9 年度川崎市の卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,566,395千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

平成 1 9 年 2 月 1 4 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		981,960 ^{千円}
	1 使用料	981,959
	2 手数料	1
2 国庫支出金		23,000
	1 国庫補助金	23,000
3 財産収入		1
	1 財産売却収入	1
4 繰入金		1,087,495
	1 繰入金	1,087,495
5 繰越金		10
	1 繰越金	10
6 諸収入		304,929
	1 延滞金及び加算金	2
	2 雑収入	304,927
7 市債		169,000
	1 市債	169,000
歳入合計		2,566,395

歳出

款	項	金額
1 卸売市場事業費		1,581,618 ^{千円}
	1 運営費	1,275,902
	2 施設整備費	305,716
2 公債費		979,777
	1 公債費	979,777
3 予備費		5,000
	1 予備費	5,000
歳出合計		2,566,395

第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
北部市場 施設整備事業	千円 37,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちょくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年 9.0% 以 内	借入れの日から30カ年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。
南部市場 施設整備事業	132,000			
合 計	169,000			